

# 空き家対策補助金を交付します！

空き家の有効活用による定住促進及び地域の活性化を図るため、村内にある空き家を居住用賃貸のために改修、または居住するために購入した場合、費用の2分の1以内の額(上限50万円)を交付します。

## 補助内容: 空き家改修費の1/2(上限50万円)

交付申請は、補助の対象となる空き家の入居者が住民登録をしてから6か月以内となります

### 補助の対象者

- 空き家賃貸人(空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の賃貸を行う者)  
※不動産会社など、事業を営む者は対象外です。

### 対象要件

- 清川村空き家等情報提供事業に基づき、清川村ホームページに掲載している物件であること。
- 税金などの滞納がないこと。
- 空き家を賃貸として居住の用のために改修していること。
- 改修した空き家に居住する者が、5年以上定住する見込みである旨の誓約をすること。
- 改修した空き家が、過去に空き家対策補助金の交付を受けていないこと。

### 交付金内容

- 改修費(消費税および地方消費税を除く)の2分の1以内(千円未満切り捨て・上限50万円)  
※改修費は、自己作業による改修の他家具家財処分費を含みます。

### 必要書類

- 清川村空き家対策補助金交付申請書(第1号様式)
- 納税が証明できる書類(写し)※村内在住者は納税等確認承諾書
- 空き家の賃貸借に係る契約書(写し)
- 空き家の改修に係る契約書(写し)※自己の作業により回収した場合は、材料費が証明できる書類
- 改修の費用の支払いが証明できる書類(領収書等の写し)
- 入居者の誓約書(第2号様式)
- 入居者の住民票(当該空き家に居住していることを証明する書類の写し)
- その他村長が必要と認める書類



お問い合わせ先： 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地 清川村役場 まちづくり課 土地政策係  
電話： 046-288-3862(直)  
E-mail: machidukuri@town.kiyokawa.kanagawa.jp

空き家購入者向け

# 空き家対策補助金を交付します！

空き家の有効活用による定住促進及び地域の活性化を図るため、村内にある空き家を居住用賃貸のために改修、または居住するために購入した場合、費用の2分の1以内の額(上限50万円)を交付します。

## 補助内容: 空き家購入費の1/2(上限50万円)

交付申請は、補助の対象となる空き家の入居者が住民登録をしてから6か月以内となります

### 補助の対象者

- 空き家購入者(空き家を居住の用のために購入した者 ※仮住まいや別荘は対象外)  
※不動産会社など、事業を営む者は対象外です。

### 対象要件

- 清川村空き家等情報提供事業に基づき、清川村ホームページに掲載している物件を購入していること。
- 税金などの滞納がないこと。
- 購入した空き家に居住し、5年以上定住する見込みである旨の誓約をすること。
- 購入した空き家が、過去に空き家対策補助金の交付を受けていないこと。

### 交付金内容

購入費(消費税および地方消費税を除く)の2分の1以内(千円未満切り捨て・上限50万円)

### 必要書類

- 清川村空き家対策補助金交付申請書(第1号様式)
- 納税が証明できる書類(写し)※村内在住者は納税等確認承諾書
- 空き家の購入に係る契約書(写し)
- 登記事項証明書(写し)
- 誓約書(第2号様式)
- 住民票(当該空き家に居住していることを証明する書類の写し)
- その他村長が必要と認める書類



## その他支援施策多数あり！

### 子育て施策「清川ブランド」(一例)

- ・子どもを出産すると**祝い金10万円**支給
- ・2歳半まで**おむつ**等を月4,500円助成
- ・村立幼稚園の**給食費無料**
- ・村内に認可**保育園有**
- ・中学校卒業まで保険適用の**医療費無料**
- ・小・中学校入学時に**祝い金3万円**支給
- ・高校等通学用の**自転車購入費用上限2万円**助成
- ・高校・大学等**通学費**を本厚木駅まで**50%**助成

### 木造住宅耐震促進事業補助制度

木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事にかかる費用の一部を補助(耐震診断上限75,000円、耐震改修上限500,000円)

### 勤労者等住宅資金利子補給制度

住宅資金の融資額に対し利子補給金年額上限75,000円を交付(36か月)

### 住宅用太陽光発電設備設置補助

10キロワット未満の新品の発電設備に対し上限50,000円を補助

### 住宅用太陽熱利用設備設置補助

新品の太陽熱温水器・太陽熱給湯システムに対し上限50,000円を補助

### 木質バイオマスストーブ設置補助

木質バイオマスエネルギーを利用するストーブの設置者に対し上限50,000円を補助

お問い合わせ先：神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地 清川村役場 まちづくり課 土地政策係  
電話：046-288-3862(直)  
E-mail: machidukuri@town.kiyokawa.kanagawa.jp